

大阪成蹊大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪成蹊大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 26(2014)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書（根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

建学の精神である「桃李不言下自成蹊」と、その行動指針である「忠恕」は、学則第 1 条に規定され、大学の使命・目的が明確に定められているとともに、大学要覧、広報誌、ホームページ、学生便覧のほか、「ボランティアワーク」やコミュニケーション誌「Manin（マニン）」など多くの機会を利用して、学内外に周知されるように工夫されている。

教育研究組織は、2 学部が 2 キャンパスに設置され、附属機関を適切に設置するとともに、有機的な連携が確保されている。また、教育研究に関わる意思決定は「大学評議会」と学部教授会が中心に行っており、「大学評議会」では、大学運営に関わる重要事項や学部間の調整事項が協議され、また必要に応じて理事会・評議員会に諮られている。

教育目的及び教育内容については、学則に定められた大学の目的及び 2 学部 4 学科それぞれの教育目標が学生便覧、履修の手引きなどに明示され、その目的達成のための教育課程が体系的に編成されている。

学部・学科ごとのアドミッションポリシーが学生募集要項などに明示され、入学者選抜も適切に行われているが、両学部の入学定員の充足のために引続き一層の努力が求められる。学生支援としては「学生カルテシステム」「何でも相談窓口」「総合教育研究支援センター」「6 つの塾」など、学習と就職支援の体制が整備され、適切に運営されている。

専任教員数は設置基準上必要数を満たし、採用・昇任に関する規程なども整備され、教育担当時間も概ね適切である。また、個々の教員に対する研究費のほか、優れた教育・研究が期待されるプロジェクトに対し、共同研究や海外研修を支援する体制が整備されている。FD(Faculty Development)活動については、FD 委員会を中心として恒常的に行われている。

事務組織は、他の設置校も含めた視点から、適切に構築されている。職員の採用・昇任・異動に関する規程も整備されており、法人として全職員の階層別研修や目標管理制度などによって資質向上が図られている。

管理運営体制は、組織運営に関わる規程が整備され、適切に運用されている。また、大学の役職者が、理事会及び評議員会に参画すること及び理事会選出理事が「大学評議会」

に参画する制度などによって、管理部門と教学部門の連携がなされている。自己点検・評価のための体制は確立され、その結果はホームページや刊行物によって学内外に公表されている。

法人全体の過去 5 年間の帰属収支はプラスの年が 2 年間あるが、1 年間については資産売却差額によるもので、実質 4 年間がマイナスである。また平成 21(2009)年度決算では、支払資金が前受金をも下回り、流動比率が低く資金確保が十分とはいえない。法人では長岡京キャンパス売却を含めた学園再建計画を策定し、財政安定化に努力しているので、今後の着実な改善に期待したい。会計処理は適正に行われ、財務情報は私立学校法に基づき公開されている。外部資金の導入による、教育研究充実のための努力も認められる。

一部の建物については、耐震基準を満たしていない状況にあるものの、「耐震補強計画表」は作られている。また、必要な施設設備は整備され、適切に維持、管理されている。校地・校舎面積いずれも設置基準を満たしているだけでなく、情報関連施設の充実やミーティングルーム・演習室の充実などアメニティに配慮した環境が整備されている。

社会連携は、地域住民への施設の開放や学部の特徴を生かした公開講座、芸術学部においては「総合教育研究支援センター」のもと、「生涯学習委員会」などを設け、組織的な活動が行われている。また、「大学コンソーシアム京都」に参画、東淀川区と学園との協働連携に関する協定の締結など、物的・人的資源を社会に提供するとともに、地域社会との協力関係が構築されている。

社会的責務としての組織倫理に関する規程としては、寄附行為、就業規則のほか各種規程、ガイドラインの策定など法令遵守に関する規程などが整備されている。施設設備及び防災・防犯は業者委託も含め危機管理体制が整備されている。教育研究成果は、紀要の刊行やホームページなどによって学内外に広報されている。

特記事項に記載されている「大学・学園改革に対する取組み」については、教学、財政面にわたり具体性のある計画が示されているので、今後の改革・改善に期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「桃李不言下自成蹊」から「成蹊」を大学の校名に冠し、その行動指針である「忠恕」とともに、大学要覧やホームページ、広報用 DVD などによって学内外に示されている。更に、新入生研修や各種オリエンテーション、「ボランティアワーク」、コミュニケーション誌「Manin (マニン)」などによって、新入生、在校生、教職員及び外部に対し、多くの機会を利用して啓蒙活動が行われている。

学則第 1 条には「本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く深い教養と総合的な判断力を備えた豊かな人間性を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、実践的な

専門教育に重きを置く大学教育を施し、実社会において知的、道徳的及び応用的能力を展開し得る人材の育成を目的とする」と規定され、大学の使命・目的が明確に定められており、学生便覧、履修の手引きなどによって学内に、広報誌、入試ガイドなどによって学外に周知している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学はその使命・目的を達成するために 2 学部を設置している。現代経営情報学部では 1 学科 2 コース、芸術学部では 3 学科 9 コースが設置され、附属機関として図書館、保健センターが置かれるなど、適切な規模で構成されている。また、諸機関の組織編成上の位置付け、運営及び各々の関連性も規程の中で明確に定められており、学生の支援も含め適切に機能している。なお、現代経営情報学部は平成 23(2011)年 4 月よりマネジメント学部と名称変更が予定され、更に芸術学部は平成 24(2012)年 3 月末に移転し、現代経営情報学部と同一キャンパスとなる予定であるが、これらの学内外への周知も十分に行われている。

教養教育については、現代経営情報学部では、教務委員会に教養科目担当教員が配置され、教養教育が十分できるような組織上の措置と運営上の責任体制がとられている。また、芸術学部においては、教養教育の運営上の諸課題が、「言文研（言語・文化、保健体育、教職研究室）」所属の教員を中心として、教務委員会主導のもとで検討審議される組織上の措置がとられている。なお、両学部とも最終的には教授会が教養教育の運営上の責任を持っている。

大学全体に関わる意思決定は「大学評議会」と学部教授会が中心に行っており、「大学評議会」は大学運営に関わる重要事項や学部間の調整事項を協議し、必要に応じて理事会、評議員会に諮っている。学部教授会は各々の学部の教育に関する意思決定機関であり、その他に学部運営協議会、各種委員会、プロジェクトチームなどが、各々の規定の中で組織的に編制され整備されており、運営上の責任体制も整っている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学則に定められた大学の目的及び各学部の教育目標が明示され、その達成のための教育課程が体系的かつ適切に編成されるとともに、教育方法についても適切に設定されている。現代経営情報学部は教養科目、基礎科目、専門科目を、芸術学部は教養科目、専門科目を各々の科目群とし、両学部ともに独自の特色を生かした教育課程としている。各授業科目

は必修・選択・自由科目に分けられ、各年次に配当され、単位の認定、進級及び卒業要件についても適切に定められている。授業の方法、内容に関わる授業計画と学生の評価などの基準についても適切に設定されている。

現代経営情報学部では、各々の教員がシラバスに記載した要領（小テストや課題レポートなど）に従って学修の進捗状況及び達成状況を把握するとともに、携帯電話を利用した授業評価アンケートを定期的実施し、その結果を授業の改善・向上に生かすよう努めている。芸術学部では、学修状況に関する面談の実施、各学科のアドバイザー及び教務委員会との連携により、状況把握に努めている。このように、教育目的達成状況の点検・評価に関して努力が行われている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「成蹊」と行動指針としての「忠恕」を基盤に、各学部、学科における教育目的・教育方針を踏まえたアドミッションポリシーを定め実践しているが、両学部の入学定員の充足のために引続き一層の努力が求められる。入学要件、入学試験は大学の「入学選抜規定」に基づき、AO 入試、推薦、一般試験と、大学入試センター試験利用や社会人、帰国子女、留学生に対応する特別試験として入試選抜区分を設け、選考に際しては「大学入試委員会」などの実施運営体制が整備され、適切に運用されている。

現代経営情報学部では、ゼミ担当教員を中心として事務局組織がこれをサポートする体制と、学部教員や各部署の課長で横断的に構成された「学生支援委員会」により組織的な学習支援が行われている。芸術学部においては学科の特性として施設の利用時間延長や充実を図り、学生へのサービス体制においても各種委員会と事務局が連携をとりながら、改善・支援に取り組んでいる。

学生サービス、厚生補導のための組織として学生部と教員による学生委員会などが設置され概ね適切に運用されている。学生に対する健康相談、生活相談などは、保健センター、学生相談室、学生部が窓口となり適切な運営が行われている。

就職・進学に対する相談・助言体制は、就職委員会と就職部を中心として整備され、適切に運営されている。

【優れた点】

- ・芸術学部にて、基礎造形教育、情報技術、造形技術、芸術研究、イラストレーションの 5 つのセンター（製作技術機器を揃えた工房）を置き、学生の学習支援機能として充実を図っていることは評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学は大学設置基準に定められた専任教員数、専任教授数を満たしており、教育課程を適切に運営するために必要な教員を十分に確保している。主要な科目については准教授以上の専任教員が担当しており、その他の科目においては必要に応じ非常勤教員が配置されており、専任・兼任比率も適正といえる。また、教員の教育担当時間も適切である。

教員は任期制採用となっているが、採用・昇任については「大阪成蹊大学教員採用等選考規程」などの規程に基づき評価、審査されており、適切に運用されている。評価については、学部ごとの「大阪成蹊大学教員評価指針」に基づく適正な運用が行われている。

教育研究費は「大阪成蹊大学教員研究費取扱規程」などにより適切に配分されており、研究、教育の成果が期待されるプロジェクトに関しては「共同研究費」「海外研究旅費」が整備され着実に実施されている。

教育活動の支援については、事務局、助手、SA(Student Assistant)などが活用されており、FD(Faculty Development)活動については、授業アンケートや研修などが、FD委員会を中心として恒常的に行われている。

【優れた点】

- ・現代経営情報学部においては、授業アンケートが、学内ネットワーク「i-MAS」(携帯電話による出席等確認システム)を通して学期中間と学期末の2回行われており、迅速な結果把握と公開によって授業改善に生かされていることは評価できる。
- ・現代経営情報学部において、「授業改善の試み」(冊子)が作成され、授業改善のノウハウの学内共有化の取組みが積極的に進められていることは評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

学校法人大阪成蹊学園が設置する複数の学校が3地域に分散配置されているため、学生や教員の活動拠点である各々のキャンパスごとに事務組織を編制し、法人組織との連携又は一体化することを組織編制の基本視点として「大阪成蹊学園組織規程」を定めている。

大学の目的を達成するために必要な事務組織と職員は、組織規程により機能的に配置されており、職員の採用、昇任、異動に関しては「新人事制度」を定め、その方針などを明示した諸規程を整備し、適切な運営がなされている。

職員の資質向上のための取組みは、学園全体の人事体系の中で運用されており、SD(Staff Development)研修についても全職員を対象に、職位による階層別の集団研修として各々の役割と専門性の育成を図るため、毎年実施している。他にも学内研修の補完として学外に

における業務別の研修などに積極的に参加させるなど、各々の業務スキルの向上を行いながら事務運営の円滑化と効率化を図っている。また、「目標管理制度」を導入し、職員の人材育成を図る制度として組織的な支援を行っている。

教育研究支援のための事務組織及び業務分掌についても組織規程により明確に定められており、学生の教育、学生生活、進路などの支援や、科学研究費補助金などの外部資金導入の推進、紀要の発行、教育に関わる事前準備、事後整理など、教員の教育研究活動に関する支援を事務局が分掌して行っており、学生、教員が関わる各種委員会活動においても同様に事務局が分掌して支援するなど、適切な運営がなされている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究目的を達成するための管理運営体制は、寄附行為と大学学則を基本規程として、その管理運営に必要な審議機関、執行機関が設置され、各々の規程を整備、明示の上、適切に運用されている。

学園は寄附行為に定められた目的を達成するために、規程により選任された理事長、理事、監事、評議員により理事会、評議員会が行われており、理事会は原則として毎月開催されている。加えて理事会の運営を円滑にするために理事長以下の常勤理事で構成される「常任理事会」を置いて、法人の管理運営体制を整備している。

大学及び学部での審議及び決定すべき内容は、各規程に基づいてそれぞれ審議機関を置き、学園組織規程などにより、各々の業務、職制、職務及び職務範囲、責任範囲などを定めており、学園の目的に向けて円滑かつ適切に運営されている。

大学の役職者が理事会及び評議員会に参画し、「大学評議会」には理事会選出理事が構成員として参画するなど、管理部門と教学部門が緊密な連携を保つ体制が整えられている。また、大学事務局組織と教員組織は、「大学評議会」、教授会、各種委員会、学部運営会議などの諸会議を通じて連携し、意思の疎通と大学・学部運営の円滑化、一体化を図っている。

法人組織に経営上の重点課題の実行部門として「募集本部」「就職本部」を置き、ここで企画・立案した具体策などを学校法人大阪成蹊学園に所属する各学校の担当部署に指示・指導を行い、各校はこれを受けて管理部門と教学部門が一体となって募集、就職に向けての業務を推進する体制をとっている。

大学の自己点検・評価の取組みは、学則として平成 15(2003)年の開学時より「大学自己点検評価委員会」などにより適切に行われ、これを公表し、運営の改善・向上に努力している。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

法人全体の過去 5 年間の帰属収支は、プラスの年が 2 年間あるが、1 年間については資産売却差額によるもので、実質 4 年間がマイナスである。また平成 21(2009)年度決算では、支払資金が新生から前受金をも下回っており、流動比率が低く資金確保が十分とはいえないが、法人では、長岡京キャンパス売却を含めた学園再建計画を策定し、財政安定化に努力しているので、今後の着実な改善に期待したい。

学生数は定員を下回る状態にあり、収入の中で大きな比率を占める学生生徒等納付金収入を安定的に確保するための対応が望まれる。

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し適正に行われ、監事による業務監査及び財産状況、公認会計士による監査も適正に行われている。

財務情報は私立学校法に基づき公開されており、外部資金の導入については、特別補助の獲得や寄付金、科学研究費補助金、受託研究費などの獲得によって教育研究充実のための努力が認められる。

【改善を要する点】

- ・ 財政が極めて厳しい状態にあるので、学園再建計画の着実な実現による財政の安定化を図るよう改善を要する。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学は 2 つのキャンパスを有しており、現代経営情報学部を相川キャンパス、芸術学部を長岡京キャンパスに設置している。各々の校地、校舎や情報設備機器などの施設は大学設置基準を十分に満たし、アメニティにも十分な配慮がされており、教育研究活動の目的を達成するために適切かつ有効に活用されている。また、モバイルキャンパス・メールシステムが構築されていて、コミュニケーションツールとしての利用や、学内情報などの提供が行われており、学生サービスの充実が図られている。

施設設備の安全性に関しては、一部耐震基準を満たしていない建物があるが、「耐震補強工事計画表」は作られている。バリアフリー化については、新たに学生ホールへのスロープが設置されるなど、配慮がなされている。また、法人事務局施設課の管理下で、両キャンパス全般にわたる施設整備、環境保全、防犯警備などが行われ、情報システムに関しては情報システム局の管理下で維持管理が行われており、それぞれ適切に実施されている。

【参考意見】

- ・両学部の相川キャンパスへの統合による施設利用変更の計画に留意しながら、「耐震補強工事計画表」の着実な実施が望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「社会や地域に開かれた学部運営」という設立理念に基づき、地域とともにある大学として、保有する物的・人的資源について地域をはじめ広く社会に供する事業をその使命とし、開学以来多くの取組みを行っている。学園としては相川キャンパスの位置する東淀川区と協働連携に関する包括協定を締結し、地域社会との交流・連携に努めている。

現代経営情報学部においては学部を支障のない範囲で校舎、校地を外部団体が実施する講演会や各種の資格試験、学会などの会場として、また体育施設は地域住民との交流やスポーツなどに供するために開放するなど、地域社会への便宜供与に努めている。人的資源の提供として、開学以来「21 世紀を元気に生き抜く」をメインテーマとし、地域住民、関係諸団体、企業などを対象とした公開講演会の開催や地域高校との高大連携にも努めている。また、「現代企業・経営情報システム研究会」の展開や、キャリアサポートとしての「起業塾」を通して企業経営者や実務者を招へいして実践型の教育を行うなど、企業と適切な関係も構築されている。更に、福祉事業の経営的自立をテーマとしたイベント「経営パラリンピック」（福祉事業所の事例発表を基本とした公開講演会）をゼミ学生などが中心となって毎年開催しており、本年 8 回目となるが、複数の団体がこれを後援し、産学協働のイベントになっている。

芸術学部では「総合教育研究支援センター」を窓口として、施設の開放や産学官連携、生涯学習、高大連携、小学校との連携などに向けて組織的な活動がなされている。また、京滋地区の「大学コンソーシアム京都」と協定し、単位互換も含めさまざまな活動にも参加している。平成 20(2008)年度には「地域ニーズに応える学生参画事業の展開」というテーマで文部科学省の教育 GP（質の高い大学教育推進プログラム）に採択され、大学を軸とした地域活性化に向けて取組んでおり、人的資源は各種講座の開講やさまざまな連携に努めるなど、地域に根差した大学として実績が評価されている。

【優れた点】

- ・現代経営情報学部ではゼミ所属学生などが中心となり、福祉事業所の経営的自立をテーマとした「経営パラリンピック」を毎年開催し、「福祉と経営の融合」を基本目的とする産学協働活動として複数団体に後援されながら継続実施しており、評価できる。
- ・芸術学部では教育 GP「地域ニーズに応える学生参画事業の展開」として、大学が地域協働、地域活性化に向けての提案に取組み、学生が教育実践の場として関わることでできるプログラムとして展開していることは評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理の基本となる寄附行為、組織規程、職務権限規程、就業規程、経理規程のほか各種規程、ガイドラインなど、法令遵守に関する規程などが整備されており、責任体制が明確に整えられ、適切に運営されている。研究活動に関する倫理も、学術研究の信頼性と公平性の確保を目的に「大阪成蹊大学における研究活動に係る行動規範」を定め研究者の規範として整備されている。学内外の危機対応に関しては、防災・防犯への対応を中心に危機管理の体制が整備され、適切に機能している。また、監査室による内部監査も適正に実施されている。

大学の教育研究成果は、研究紀要をはじめ各種広報用刊行物、ホームページなどにより適切に学内外に広報活動する体制が整備されている。

大学では諸規程を学内ウェブサイトで閲覧、検索できるようにしているため、教職員が日常的にそれらを確認し法令を遵守しながら業務に取り組む体制が整えられており、社会的機関として適切な運営がなされている。

